

取引業者の皆様へ

研究費不正使用防止について

鶴見大学・鶴見大学短期大学部は公的研究費等の不正使用防止に誠実に取組み、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。

公的研究費等の不正使用は、大学の信用を失墜させ、国民の信頼と負託を大きく損なう「**犯罪**」です。研究費の不正使用事案には、取引業者が加担する事案も多く存在します。本学の取引業者の皆様には、不正防止へのご理解、ご協力をお願いいたします。

架空取引等を防止する観点より、取引業者様の帳簿と納品書の突合をお願いする場合がありますのでご承知おきください。

◆研究費の不正使用とは

本学に対して実態を伴わない虚偽の書類（架空取引、品名替等）を作成し、実態があったものとして提出して、不正に研究費を支出させることです。

- ・預け金：架空の発注・納品により支払われた研究費を取引業者に管理委託させることです。
- ・品名替：取引事実と異なる品名に書換えた書類を本学に提出することです。
- ・その他：上記以外の虚偽の書類の作成。

◆不正行為に対する処分

取引業者が本学に対して虚偽の書類（架空取引、品名替等）の作成等をした場合は、一定期間取引を停止することになっています。

【不正行為をした場合の取引停止期間等】

1. 預け金や品名替等、不正な取引に関与が認められた業者は、その後1年間本学と取引を一切認めないものとする。
2. 取引業者が過去の不正取引について、本学に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行う事がある。

※「鶴見大学公的研究費取扱規程」第25条（不正取引業者の処分）より

◆研究費の不正使用に係る通報窓口

万が一、本学教職員から架空発注や虚偽の書類の作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、「**教育研究支援課**」にご相談をお願いします。

鶴見大学教育研究支援課 TEL:045-580-8317 FAX:045-573-9599
E-mail:kyoken@tsurumi-u.ac.jp

